

整理番号			45
------	--	--	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年 8月 30日 <small style="margin-left: 100px;">9      29</small>	支出額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">82</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	2	82	150
百万	千	円							
2	82	150							

使 途	事務所家賃 (馬車場込)    8月、9月、10月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $104,500 \times 0.9 = 94,050 \times 3 \text{ヶ月}$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

\_\_\_\_\_ [振込手数料]  
 \_\_\_\_\_

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号     -

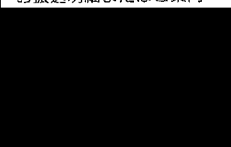
**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団


**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
38804	03-07-29	13:50
取扱店	お取引日	時刻
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
お振込明細またはご案内		電信

お受取人 

ご依頼人 **マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムツヨ様**

電話番号   
取扱番号 **300056**


印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→


**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
38803	03-08-30	15:31
取扱店	お取引日	時刻
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
お振込明細またはご案内		電信

お受取人 

ご依頼人 **マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムツヨ様**

電話番号   
取扱番号 **600002**

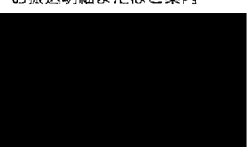
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→


**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
38803	03-09-29	14:41
取扱店	お取引日	時刻
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
お振込明細またはご案内		電信

お受取人 

ご依頼人 **マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムツヨ様**

電話番号   
取扱番号 **300065**

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事  
取引会社：株式会社MARUWA  
不動産事業部 [REDACTED]  
TEL：03-5638-1677

## 消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率に変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	－円	－円
水道代	700円	700円
消費税	－円	－円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
契約面積	29.65㎡ (8.97坪)			
附属施設	無			

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として
--------

### 頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヵ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	/
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	正面入口			
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	口座名義			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			



**頭書(5) 借主緊急連絡先**

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

**頭書(6) 貸主及び管理業者**

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室

管理業者	商号又は名称	貸主にて自主管理	株式会社平野商事
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室 TEL 090 (4590) 2797		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

**頭書(7) 乙の債務の担保**

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

**頭書(8) 更新に関する事項**

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。
---

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 7 月 19 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野 商	TEL
		代表取締役 張	
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4 TEL・FAX 03-6204-290	
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL
	住所		
連帯保証人	氏名		TEL
	住所		

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社MARUWA	商号又は名称
	代表者の氏名	田中 茂穂	代表者の氏名
	免許証番号	東京都知事(2)第93986号	免許証番号 ( ) 第 号
	免許年月日	平成29年3月16日	免許年月日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名
	登 録 番 号		登 録 番 号 ( ) 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社MARUWA	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	■■■■■■■■■■
---------	----------	------	------------

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円

支払期限： 毎月末日までに翌月分を支払う

支払方法	1. 口座振替	金融機関： ■■■■■■■■■■
	2. 振込み	口座番号： ■■■■■■■■■■
		口座名義人： ■■■■■■■■■■
		TEL： ■■■■■■■■■■
	3. 持参	持参先：

### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
- 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL	
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号		
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弘	TEL	
	住所		
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役	望月 誠
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号		
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号		
宅地建物 取引士	氏名	登録番号	
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	

整理番号

3 /

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>3年 7月 30日 8/31,9/30</p>
<p>支出額</p>	<p>百万 千 108000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(7~9月分)</p>
<p>支出先</p>	<p>■■■■■■■■■■</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



## 建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m<sup>2</sup>

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20  
氏名 岡地 優

整理番号    56

## 政務活動費 支出証明書

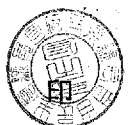
領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年7月30日、8月31日、9月30日							
支出額	<p style="text-align: right;">百万                  千</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 130000円×9/10×3ヶ月=351000円)</p>		3	5	1	0	0	0
	3	5	1	0	0	0		
使途	8,9,10月分事務所賃借料							
支出先	XXXXXXXXXX							

上記のとおり支出しました。

支出者名                  埼玉県議会自由民主党議員団





## 店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造 3階 建 1階
面積	39.67㎡ (12坪)	保証金	金 ¥360,000.- 円 (年—%償却 無利息とする)
		<del>敷金</del>	
賃料総額	毎月金 ¥120,000.- 円 (うち消費税額 — 円)		
共益費	毎月金 ¥10,000.- 円	備考	水道料・電気料を含む
<del>管理費</del>			

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和2年7月1日より令和5年6月末日まで向こう3年間とする。但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の様様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。



第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いをヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共用部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座

契約の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各 1 通を所持し、仲介業者は契約書控 1 通を保管するものとする。

令和 2 年 6 月 30 日

賃貸人 (甲) 住 所

氏 名

[Redacted]

[Redacted] (Seal)

賃借人 (乙) 住 所

氏 名

[Redacted]

新井 一 穂 (Seal)

本 籍 地

[Redacted]

勤 務 先

電話番号

594-1600

連帯保証人

住 所

氏 名

本 籍 地

勤 務 先

電話番号

[Blank lines for guarantor information]

印

連帯保証人

住 所

氏 名

本 籍 地

勤 務 先

電話番号

[Blank lines for guarantor information]

印

整理番号

22

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1: 調査研究費    2: グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費 <b>【経常的経費】</b> 6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費
<b>支出年月日</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>03年</span> <span>07月</span> <span>30日</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 5px;"> <span>3/8/31</span> <span>3/9/30</span> </div>
<b>支出額</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>百万</span> <span>千</span> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">9</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">7</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</span> <span style="margin-left: 5px;">円</span> </div> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small;"> <span>(按分した場合の積算方法</span> <span>110000*3=330000</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small;"> <span></span> <span>330000*0.9=297000</span> </div>
<b>使 途</b>	事務所 8月、9月、10月賃料 管理費含む
<b>支 出 先</b>	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 松澤正 (以下乙という) と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

## (1) 賃貸借の目的物の表示等

名 称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所  
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

### (登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
面積 専有約83㎡ (約25坪) 登記面積 91.02㎡ その他使用可能面積 なし

物件の所有者 [REDACTED]

## (2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)  
賃 料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし

敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内

火災等保険料 なし

契約期間令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

持参払い 持参先 吉川市吉川1丁目30番地26

振 込 振込先 [REDACTED]

名義人 [REDACTED]

振込金額 110,000円 (振込料は乙の負担とする)

翌月分を毎月月末までに (翌月分前払い)

(3) その他	附属施設	和室
	貸与 する 鍵一覧	

(特約事項)

共有部分（周りの床部分、外壁他）を利用する場合はすべて管理者の許可が必要で、乙は明渡しの際はすべて現状回復の義務があります。

本契約書2通作成し、甲および乙は署名捺印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

	貸主・甲	借主・乙
住所		〒342-0042 よしかわしおおあぎなかの100ばんち3 吉川市大字中野100番地3
電話番号		048-982-8172
氏名		まつ ざわ たけし 松 澤 正

連帯保証人丙	
--------	--

整理番号

155

# 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年7月00日、8月01日、9月00日						
支出額	<p>月額8640円×3ヵ月=25,920円</p> <p>百万    千  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </table>           円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法    <math>25,920 \times 0.8 = 20,736</math> )</p>		2	0	7	3	6
	2	0	7	3	6		
使途	事務所駐車場 賃借料    7月~9月分						
支出先	田中産業(有)						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



155-2

## 駐車場賃貸借契約書

貸主 田中産業 株式会社

借主 渡辺 大

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、この契約書のより標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

### 標記A 駐車場の表示

名称	丸山コーポ 駐車場	指定場所	■■■■■
所在地	ふじみ野市丸山2-18		

### 標記B 車種

車名		登録番号	
----	--	------	--

### 標記C 契約期間

始期	2019年 2月13日	終期	2022年 2月12日
----	-------------	----	-------------

### 標記D 賃料等

賃料	月額 8,640 円 (消費税込)	敷金	なし	その他	
賃料の支払時期		翌月分を毎月末日迄（翌月前払）			
賃料等の支払方法	振込	金融機関名	■■■■■		
		口座名義人	■■■■■	■■■■■	

155-3

標記 E 管理人名

商号 (名称)	有限会社 徳新	代表者	代表取締役 齊藤 知則
事務所所在地	〒354-0036 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル 1F Tel 049-263-2623		
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 18460 号		

標記 F 特約事項

更新手数料は、新賃料の1ヶ月分（消費税別途）とする。

万一、丸山コーポ入居者が駐車場を利用の場合は、「甲」もしくは、「管理者」より1ヶ月前の予告通知をし、「乙」は、何等異議なく予告日までに明け渡しをしなければならない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。



155-4

平成31年2月13日

貸主 (甲)

住所 ふじみ野市丸山 7-19

氏名 田中産業 株式会社

電話 049-264-9169

借主 (乙)

〒356-0035

住所 ふじみ野市丸山2-3-601

氏名 三度辺 大

電話 090-4241-4311

緊急連絡先 同上

(媒介・代理) 業者

埼玉県知事免許 (5) 第18460号

所在地 〒354-0035 富士見市ふじみ野西1-18-1番地 徳新ビル1F

商号 株式会社 徳新

代表者 代表取締役 齊藤知則

取引主任者 (自署押印)

取引主任者登録番号 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

整理番号 / 5 6

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支出年月日	<u>3 年 7 月 30 日、8 月 31 日、9 月 30 日</u>
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万      千</p> <p>月額50,000円×3ヵ月=150,000円    <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1 2 0 0 0 0</span> 円</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法    150,000円×0.8=120,000    )</p>
使 途	<p>事務所賃借料    <u>7 月</u> ~ <u>9 月</u> 分</p>
支 出 先	<p>田中産業 (有)</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



156-2

# 賃貸借契約書

貸主 田中産業 有限会社 (以下「甲」という。)と借主 渡辺 大 (以下「乙」という。)  
 は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	丸山店舗	1階	102号室
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県ふじみ野市丸山2-18		
		(登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>軽量鉄骨造</u> その他 ( )/瓦葺、 <u>スレート葺</u> 、亜鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、 陸屋根、その他( )/(2)階建/全(11)戸		
種 類	マンション・ <u>アパート</u> ・戸建・( )	新築年月	昭和57年	
住戸 部分	間 取 り	( )LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	30.97㎡
附 属 施 設	駐 車 場	含む <u>含まない</u>		
	バ イ ク 置 場	含む <u>含まない</u>		
	自 転 車 置 場	<u>含む</u> 含まない		
	物 置	含む <u>含まない</u>		
	専 用 庭	含む <u>含まない</u>		
			含む・含まない	

## 頭書(2) 契約期間

2018 年 11 月 22 日 から 2021 年 11 月 21 日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

## 頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 48,000円	共 益 費	月額 2,000円	火災保険料	別途契約
敷 金	48,000円	駐 車 場	別途契約	附属施設料	月額 円
その他の条件					

156-3

貸与する鍵	鍵No			
	本数		本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	振込先	振込先金融機関名: [REDACTED] 預金: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:	

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	渡辺 大				
緊急連絡先	氏名	渡辺 大	借主との関係	本人	
	(メールアドレス)				
	(自宅)TEL				
	(勤務先)TEL	(名称・部署名)			課
	(携帯)TEL	090-4241-4311			
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	田中産業 有限会社			
	住所	ふじみ野市丸山7-19			
管理業者	商号又は名称	田中産業 有限会社			
所在地	ふじみ野市丸山7-19	TEL 049-264-9169			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣( )第 号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載			
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 )			
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

156-4

頭書(6) 乙の債務の担保

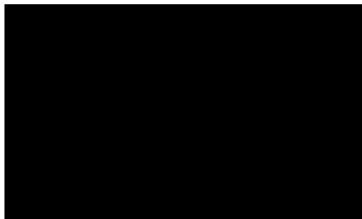
担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	渡辺 大
		住所	ふじみ野市丸山A-3-601
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名	
	証会社の提供する保証	主たる事務所の所在地	

頭書(7) 更新に関する事項

建物の更新手数料は、新賃料の1ヶ月分(消費税別途)とする。

頭書(8) 特約事項

1. 自然外の損傷が生じた場合は、借主の負担で補修することとする。
2. 明渡しの際は、水道・ガス・電気の最終領収書を提示のこと。
3. 現状回復の費用負担。借主の故意・過失。通常の使用 방법에反する使用など借主の責めに帰すべき損耗等及び、室内クリーニング費用は借主の負担とする。



156-5

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

30年11月22日

甲・貸主	氏名 田中産業 有限会社	TEL 049-264-9169
	住所 埼玉県ふじみ野市丸山7-19	
乙・借主	氏名 渡辺 大	TEL 090-4241-4311
	住所 ふじみ野市丸山7-3-601	
連帯保証人	氏名 同上	TEL
	住所	

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	富士見市ふじみ野西 1-18-1	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	049-263-2623	商号又は名称
	代表者の氏名	有限会社 徳新 齊藤 知則	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(5)18460号	免許証番号
	免許年月日	平成30年 6月24日	免許年月日
			大臣( )第 号 知事
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名
	登録番号		登録番号 ( ) 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社 徳新	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	富士見市ふじみ野西1-18-1 049-263-2623	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている番面を兼ねています。

整理番号    3 6

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span>日 8月31日・9月30日                 </p>
<p>支出額</p>	<p> <math>81482 \times 3ヶ月 = 244,446</math> <span style="float: right; margin-right: 20px;">百万    千</span> </p> <p style="text-align: right;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>円                 </p> <p> <math>244,446 \times \frac{9}{10} = 220,002</math>円                 </p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法)      ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small; text-align: right;">政務活動に使用する割合が <math>\frac{9}{10}</math> 以上であるため</p>
<p>使 途</p>	<p style="font-size: large;">家賃共益費、馬車場料金(7月、8月、9月分)</p>
<p>支 出 先</p>	<p style="font-size: large;">(有)村田管理サービス</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団

# 事務所賃貸借契約書

物件名	ロイヤルコートムラタ	100号室
-----	------------	-------

2020年 3月 19日

貸主	有限会社村田管理サービス
借主	埼玉県議会議員 荒木 裕介
管理会社	株式会社グッドステイホーム



# 事務所賃貸借契約書

賃貸人 有限会社村田管理サービス（以下甲という）と賃借人 埼玉県議会議員 荒木 裕介（以下乙という）とは、第1条記載の物件について次の通り賃貸借契約を締結する。

## 第1条（賃貸借物件）

甲は、下記表示物件（以下本物件という）を、次条以下の条項により乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 1：本物件の表示

- ① 所在： 埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-10
- ② 構造： 鉄筋コンクリート造 7階建
- ③ 名称： ロイヤルコートムラタ
- ④ 賃貸借部分： 1階 100号室 59.95㎡（約18.13坪）

### 2：賃貸借条件

- ① 目的： 事務所
- ② 期間： 2020年 3月 19日から 2022年 3月 18日まで
- ③ 賃料： 月額 金 64,815 円也（消費税別）
- ④ 共益費： 月額 金 4,630 円也（消費税別）
- ⑤ 駐車料： 月額 金 4,630 円也（消費税別）
- ⑥ 敷金： 金 80,000 円也
- ⑦ 礼金： 金 0 円也

## 第2条 (使用目的)

乙は本物件を議員事務所の目的のみ使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

## 第3条 (賃貸借期間)

本物件の賃貸借期間は、2020年 3月 19日より2022年 3月 18日迄とする。

## 第4条 (期間内解除)

賃貸借期間中に乙がこの契約を解約しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に対し書面によりその旨を予告しなければならない。但し、乙はこの予告に代えて、賃料の3ヶ月分相当額を甲に支払って即時解約することができる。

なお、甲においても6ヶ月前に予告すれば解約をすることができる。

## 第5条 (賃料)

賃料は月額、金64,815円(消費税別)とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した賃料を支払う。

また、駐車料として月額金4,630円(消費税別)も同様とする。

## 第6条 (共益費)

乙は、共益部分の維持管理に必要な費用に充てるため、共益費として月額金4,630円(消費税別)を賃料と共に毎月末までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。

但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した共益費を支払う。

## 第7条 (賃料及び共益費等の改訂)

賃料及び共益費については、賃貸借期間中であっても、物価の高騰、経済情勢等の変動、公租公課その他の負担の増加もしくは法令の改正や施設の改良等があった場合には、甲乙協議の上、甲は乙に対して増額を請求できる。

## 第8条 (敷金)

- 1: 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、敷金として、金 80,000 円を、甲に預託する。但し、敷金は無利息とし、本契約期間中は返還しないものとする。
- 2: 乙に賃料等の延滞損害賠償、その他この契約に基づく債務の不履行があるとき、甲は乙に債務の履行を催告した上、敷金の一部または全部をその弁済に充当することができる。その場合、乙は通知を受けた日から 10 日以内に敷金の不足分を補充しなければならない。
- 3: 乙は敷金の預託が有ることを理由に、賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
- 4: 乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供してはならない。
- 5: 甲は、この契約が終了し、乙が賃貸借物件を完全に明渡し、かつ、甲に対する一切の債務の履行した後、6ヶ月以内に敷金を乙に返還する。

## 第9条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による承諾なしに、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 1: 賃借権の譲渡、または、これを担保の用に供すること。
- 2: 本物件の一部または全部の転貸及び、連絡事務所等名目形式の如何を問わず第三者に占有または使用させ、あるいは第三者を同居させ、共有使用し、もしくは第三者の在室名義の表示をすること。
- 3: 建物の維持保全に害となる行為をすること。
- 4: 甲または他の入居者に迷惑となること、その他甲が不相当と認める行為をすること。

## 第10条 (本物件内の造作及び設備の新設、変更等)

次の行為をする場合には、乙は予め甲の書面による承諾を得るものとし、かつ、その費用は乙の負担とする。

- 1: 造作、間仕切、建具、その他の新設または模様替えをするとき。
- 2: 電灯の増移設、電話の引き込み架設、給排水、電気設備、冷暖房設備及びその他設備の

新增設変更移転等をするとき。

3：甲の指定する場所以外に看板および広告施設を設置し、または商号、商標の提出表示等をするとき。

4：重量物、嵩高物搬出入または移動するとき。

5：出入口扉及び、鍵の取替または新設するとき。

#### 第 11 条（造作等に伴う公租公課）

乙の設備造作に課せられる不動産取得税、固定資産税等は乙の負担とする。

#### 第 12 条（修繕費等の負担区分）

1：建物の主体構造物及び付属設備の維持保全に必要な修繕は甲が行う。

2：本物件内の壁、天井、床、建具等に関する修繕（塗装替えを含む）及び窓ガラス、電球等の取替は、原則として乙の負担において行うものとする。

3：前項の要修理箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとし、自己負担の修繕といえども甲と協議のうえ、実施するものとする。

#### 第 13 条（善管注意義務）

乙はこの建物を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

#### 第 14 条（立入権）

1：建物の保全、衛生、防犯、防火、救護等のため必要有る場合、甲または甲の指定する者は随時本物件内に立入り、必要な措置を講ずることができる。

2：前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

#### 第 15 条（損害賠償）

1：乙が本契約の条項のいずれかに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償しなければならない。

2：乙またはその代理人、使用人、請負人、来訪者、その他関係者の故意または過失により甲または他の入居者もしくは第三者に損害を与えた場合には、乙は直ちにその旨を甲に

通知し、一切これを賠償しなければならない。

#### 第 16 条 (免責事項)

1: 震災、風水害、火災その他、甲の責に帰すことのできない事由で乙が蒙った損害及び盗難または設備等の故障による損害については、甲はその責を負わない。

#### 第 17 条 (契約の解除)

乙が次の各号の一に該当するときは、甲は催告を要せず直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙はこれを異議ないものとする。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求できる。

- 1: 賃料またはその他の費用の支払いを 3 ヶ月以上遅滞したとき。
- 2: 本物件を第 2 条の目的以外に使用したとき。
- 3: 他の入居者に著しい妨害を与えたとき、または与える恐れのあるとき。
- 4: 甲の信用、名誉を傷つける等の不信行為があったとき。
- 5: 信用が著しく低下したとき、または公序良俗に反する行為があったとき。
- 6: 無断で本物件から退去したとき、または無断で引き続き 30 日以上本物件を使用しなかったとき。
- 7: 乙もしくはその使用人の故意、または過失により本物件もしくは建物を著しく毀損したとき、または火災を発生させたとき。
- 8: 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、解散等があったとき、または被後見人の審判がなされたとき。
- 9: この契約、またはこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

#### 第 18 条 (原状回復義務と明渡し)

- 1: 本契約が終了したときは、乙は賃貸借物件内に設置した造作その他の設備及び乙の所有物全てを撤去し、賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。
- 2: 乙が前項の義務を履行しないときは、甲が任意に乙の費用負担をもって代行しても乙は

何等の異議を申立てないものとし、万が一甲がこの義務の履行を免除した場合においても乙は賃貸借物件内に設置した造作、その他の買取りを甲に対して要求しないことはもちろん、以降の賃借人にたいしても売買譲渡することはできない。

3: 賃貸借物件の明渡しに際しては甲の立会いを必要とし、賃貸借物件内に乙が残置した物すべて甲のためその所有権を放棄し、甲が任意に処分しても乙は何等異議ないことを承諾した。

#### 第 19 条 (明渡し遅延損害金)

この契約が終了し、乙が賃貸借物件を明け渡すべき義務が生じたにもかかわらず、乙が明渡しを遅滞したときは、明渡すべき日の翌日より明渡し完了までの、賃料及び共益費相当額の倍額並びに、電気水道料金等の諸費用を損害金としてその遅延日数に応じ乙は甲に支払わなければならない。

#### 第 20 条 (立ち退き料等の請求禁止)

乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず賃貸借物件及びその造作、設備について支出した費用または移転料、立退き料、権利金、補償等これに類する要求を一切甲にしてはならない。

#### 第 21 条 (遅延損害金)

乙がこの契約に基づく債務の支払いを遅滞したときは、乙は期日の翌月以降年利 14.6% の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

#### 第 22 条 (通知の義務)

乙はその代表者の移動があったときは、その内容を速やかに書面により甲に通知しなければならない。

#### 第 23 条 (契約条項以外の事項)

この契約に定めていない事項または疑義が生じたときは、法令および一般貸しビルの商習慣に従い、甲乙が協議して定める。

24 条 (管轄裁判所)

この契約に基づく訴訟についてはさいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

25 条 (特約)

1: 賃料等の支払いは振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。

2: 賃料等の振込先:

口座名義人

3: 賃料等の支払い方法及び振込先に変更のある場合は、変更する月の3ヶ月前までに甲より乙に書面にて通知するものとする。

4: 契約期間満了後本契約を更新する時は新賃料の1ヵ月分の更新料を乙は甲に支払うものとする。

5: 契約更新に際し、乙は取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヶ月分(消費税別)を支払うこととする。

6: 乙は本物件の使用に際し、近隣に迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに乙の責任において対処をすること。

この契約成立の証として本書式通を作成し、各自記名押印のうえ甲乙各書通を保有する。

令和2年3月19日

埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-20

甲

有限会社村田管理サービス

乙

さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室

荒木 裕 介

管理会社

免許番号 埼玉県知事 (4) 第 19084 号

所 在 さいたま市中央区鈴谷 5-2-2

商 号 株式会社 グッドステイホーム

代表者氏名 代表取締役 益子 賢治

宅地建物取引士 登録番号

氏 名



整理番号 

		29
--	--	----

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p style="text-align: center;">9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td></tr></table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td></tr></table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">30</td></tr></table> 日, 8月31日, 9月30日		3		7		30		
	3								
	7								
	30								
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万          千</p> <table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td></tr> </table> 円 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">政務活動に使用する割合が0/10以上であるため</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 <math>100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000</math>)</p>			2	7	0	0	0	0
		2	7	0	0	0	0		
使 途	8, 9, 10月分 事務所賃借料								
支 出 先	株式会社 ヨコハウス								

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団

# 覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3 年 12月 27日

賃貸人（甲）

東京都千代田区神田松永町18番地1  
株式会社ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙）

住所 さいたま市大宮区浅間町2-78  
大宮パストラルハイム105号室  
氏名 藤井たけし事務所

## — 物件の表示 —

建物名称	大宮パストラルハイム
所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室	1階部分105号室48.5㎡

以上

# 貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は上記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

## 第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也  
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日  
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び同居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
  - (1) 賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
  - (2) 本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
  - (3) その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

#### (契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

#### (原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したのものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

#### (乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用品・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
  - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和  
平成 元年 6月 1日

賃貸人(甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人(乙) 住 所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パスタビル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所



〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	105号室
床面積	48.5 m <sup>2</sup>

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

整理番号

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日 <small>8月31日, 9月30日</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value=""/></td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="3"/></td> <td><input type="text" value="2400"/></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="2400"/>
百万	千	円										
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>										
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="2400"/>										

使途	<p>8,9,10月分駐車場賃借料</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3</math></p>
----	---

**領収書等貼付欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

\_\_\_\_\_ [振込手数料]

\_\_\_\_\_

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

871052893767



郵便振替

2年用

No.

# 領収証

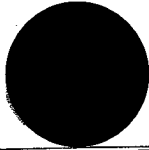
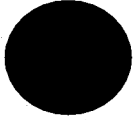
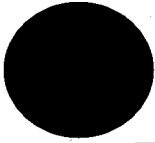
金額



藤村たけし様

日 年 月 日  
全 円 角 分

## 約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。  
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい  
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を貸貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2021年 8月分	2021年7月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 9月分	2021年8月31日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 10月分	2021年9月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	

年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	

整理番号

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日, 8月31日, 9月30日
支出額	<p style="text-align: right;">百万                  千</p> <p style="text-align: right;"><input type="text" value=""/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="5"/><input type="text" value="0"/>円</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500</math>)</p>
使 途	8,9,10月分 駐車場賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 駐車場賃貸借契約書

年 月 日

貸 貸 人	住 所	[REDACTED]	印 鑑	
	氏 名	[REDACTED]		
貸 借 人	住 所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印 鑑	
	氏 名	藤井 健 夫		

1	場 所	[REDACTED]					
2	駐 車 場 区 画						
3	車 両	車 名	登 録 番 号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁		
4	賃 料	一カ月	15,000 円	支 払 方 法	当月末翌月前納	特 約	2カ月分滞納の ときは無催告解除
5	期 間	自	年 月 日	満	年間	特 約	更 新 可
6	損 害 賠 償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内貸貸人賠償義務なし					
7	権 利 譲 渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは 無 催 告 解 除	
8	解 約	賃貸人		カ月前予告		解約可能	
9	保 証 金	金	0 円也	契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還			
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。					

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号			67
------	--	--	----

ちようふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2021年 7月 30日	支出額	百万 千 円 40000
使 途	事務所家賃 8月分 ※政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$		

領収書

No. 577

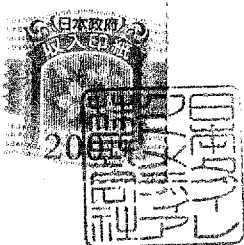
領収日 2021年07月30日

関根信明 様

金額 50,000 円

2021年8月分政務調査事務所家賃

上記、正に領収いたしました。



内訳  
 税抜金額: 50,000円  
 消費税額等: 0円

〒331-0821 埼玉県さいたま市北区日進町2-789  
 株式会社 日本ダイレクトメディア

日本ダイレクトメディア株式会社

# 請求書

関根信明 様

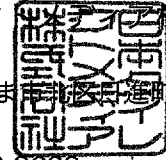
日付 : 2021年07月30日

請求書番号 : 577

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

日本ダイレクト株式会社  
〒331-0823  
埼玉県さいたま市日進町2-789  
みらい日進  
電話: 048-856-9633



振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2021年8月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄



整理番号			4	4
------	--	--	---	---

## 政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

<p style="text-align: center;">支出年月日</p>	<p style="text-align: center;">03年 07月 30日    8月31日 9月30日</p>						
<p style="text-align: center;">支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万    千</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法    167,000X0.9=150,300X3ヵ月=450,900    )</p>	4	5	0	9	0	0
4	5	0	9	0	0		
<p style="text-align: center;">使 途</p>	<p style="text-align: center;">8月分、9月分、10月分 事務所賃借料</p>						
<p style="text-align: center;">支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">有限会社 赤岩不動産</p>						

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団



## 事業用賃貸借契約書(更新)

貸主 有限会社赤岩不動産(以下甲という)と借主 須賀 敬史(以下乙という)と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下本契約という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

### (1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 ゴールドハイツ蔵 102号

所在地 住居表示 埼玉県蔵市中央3丁目17番23号

(登記簿)蔵市中央三丁目4356番5 (家屋番号4356番の102, 103)

種類 店舗、事務所

構造 鉄筋コンクリート造5階建

面積 専有約 53㎡(約16坪)

その他使用可能面積 なし

物件の所有者 蔵市中央1-25-6 有限会社赤岩不動産

### (2) 賃貸借条件

使用目的 事務所(その種類 事務所)

賃料 167,000円(消費税 なし)

共益費・管理費 なし

敷金 300,000円

雑費 (町会費任意加入)

保証金 なし

敷金の返還時期 本物件明渡後30日以内

更新料 新家賃の1か月分

火災等保険料 任意加入

契約期間 令和2年10月16日から 令和5年10月15日までの3年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

振込払 振込先 [REDACTED]

[REDACTED] へ

振込合計金額 167,000円

翌月分を毎月月末までに(翌月前払い)

振込料は乙の負担とする。

(3) その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面入口	No. ( 個)		No. ( 個)		No. ( 個)
			No. ( 個)				
						合 計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 年 月 日							

(特約事項)

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

2020年10月10日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 蕨市中央1丁目25番6号 048-431-2325	〒 蕨市中央1-14-10-602
(フリガナ) 氏 名	有限会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩 常光	須賀 敬史
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	〒 (住所) (氏名) (電話番号)

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許番号	
所在地	蕨市中央1丁目25番6号	所在地	
商号	有限会社 赤岩不動産	商号	
代表者	赤岩 常光	代表者	
電 話	048-431-2325	電 話	
F A X	048-431-2326	F A X	
宅地建物取引士(自署押印)		取引士 (自署押印)	
登録番号		登録番号	( )第 号
氏 名		氏 名	

整理番号

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
---	--

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="text" value="0"/><input type="text" value="3"/>年 <input type="text" value="0"/><input type="text" value="7"/>月 <input type="text" value="3"/><input type="text" value="0"/>日                 </p> <p style="text-align: right;">                     8月 31日 9月 30日                 </p>
<p>支 出 額</p>	<p style="text-align: right;">                     百万                  千  <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="5"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/>円                 </p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法                  22,000X0.9X3ヵ月=59,400 )</p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">8月分、9月分、10月分 駐車場賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名                  埼玉県議会自由民主党議員団



45-2

## 駐車場使用契約書

貸主 [ ] (以下「甲」という。)と借主 須賀 敬史 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県蕨市中央1丁目15番20		
	名称	浅香パーキング	指定場所	[ ]

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ホンダ・シャトル	登録番号	[ ]
---------	----------	------	-----

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年4月28日 から 2022年4月27日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	2011年4月28日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 22,000円 (内消費税 2,000円)
敷金	金 20,000円
支払期限: 毎月末日までに 当月分 ・ <input type="checkbox"/> 翌月分 を支払う	
支払方法	1. 口座振替 2. 振込み 金融機関: [ ] 口座番号 [ ] 口座名義人: [ ] TEL: 048(887)8365
	3. 持参 持参先:

### 頭書(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名 [ ]
	住所 [ ]

管理者	商号又は名称 リアルホーム株式会社
	所在地・TEL 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL:048(887)8365
	賃貸住宅管理者登録制度登録番号: 国土交通大臣( )第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

45-3

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	■■■■■
	住所	■■■■■

### 頭書(6) 更新に関する事項

1. 更新時、借主は貸主に更新料として新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。
2. 更新時、更新事務手数料として借主はリアルホーム(株)に新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。

### 頭書(7) 特約事項

1. 契約の解除は1ヶ月前にリアルホーム(株)に当社指定の書面にて通告すること。書面到達時より、1ヶ月間は賃料発生致します。また、口頭の受付は致しません。
2. 貸主からの解除予告は3ヶ月前とする。
3. 駐車場にプレート等を設置する場合は借主負担で行う。プレートは車止めに設置し、退出時は借主の負担と責任において原状に戻すこと。
4. 車庫証明代は5,000円(税別)とする。
5. 消費税の負担、税率等が変更された時はその月よりそれに従うものとする。
6. 賃料22,000円は、2021年5月分からとします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年 4 月 日

甲・貸主	氏名	■■■■■	TEL	
	住所	■■■■■		
乙・借主 (法人の場合)	商号	■■■■■	TEL	
	代表者名			
	住所			
乙・借主 (個人の場合)	氏名	須賀 敬史	TEL	048 443-7847
	住所	蕨市中央1-14-10 グランコート蕨602号		
宅地建物 取引業者	商号(名称)	リアルホーム株式会社	代表取締役	野澤 忠義
	事務所所在地	さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL・048(887)8365		
	免許証番号	埼玉県知事 ( 7 ) 14904 号		
宅地建物 取引士	氏名	■■■■■	登録番号	■■■■■
	業務に従事する事務所名	リアルホーム株式会社		
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1		
	TEL	048(887)8365		

※印は実印

整理番号    84

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。


経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 3 年 <input type="text"/> 7 月 <input type="text"/> 30 日 他
支出額	<p style="text-align: right;">百万      千</p> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円 3 2 4 0 0 0
使 途	事務所家賃、業務用駐車場
支出先	(有) ケイブリンク

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載  
 (按分した場合の積算方法  $360000 \times .9 = 324000$ )

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団



## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 高木 功介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ドムス菱屋 <span style="float: right;">2階 202号室</span>		
	所在地	(住居表示)さいたま市浦和区常盤2丁目9番19号 区画番号( )		
	構造	木造・鉄骨造・ <span style="border: 1px solid black;">鉄筋コンクリート造</span> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( ) /瓦葺・ <span style="border: 1px solid black;">スレート葺</span> ・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ (3)階建/全(6)戸		
	種 類	居宅	新築年月	1985年 1月
	面 積	61.55 m <sup>2</sup>		
附 属 施 設		ベランダ 9.67 m <sup>2</sup>		

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務調査事務所(自由民主党県議会議員)

### 頭書(3) 契約期間

2019年 7月 1日 から 2021年 6月 30日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期 <span style="float: right;">2019年 6月 30日</span>

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等)	100,000円 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等)	3,000円 円)	家 財 保険料	18,500円	
敷 金	100,000円 (賃料 1ヶ月)		礼金	150,000円		附 属 施設料	月額 (内消費税等)	円 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)		償 却					
その他の条件								
貸与する鍵	鍵 No.			本 数			本	
賃料等の支払時期 翌月分を毎月 末日まで								
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込							
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先						
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名						



**頭書(5) 借主緊急連絡先**

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

**頭書(6) 貸主及び管理業者**

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング	
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED]	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

**頭書(7) 乙の債務の担保**

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名 [REDACTED]
		住所 [REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名
		主たる事務所の所在地

**頭書(8) 更新に関する事項**

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと
---

**頭書(9) 特約事項**

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする</li> <li>2. 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする</li> <li>3. 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする</li> </ol>
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 6月 18日


甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	高木 功介	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
連帯保証人	氏名	[Redacted] (別紙承諾書により認証)	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社ケイプランニング 小池 東司	商号又は名称 代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県 大臣 知事 (12) 第 7531 号	免許証番号	大臣 知事 ( ) 第 号
	免許年月日	平成 30年 9月 26日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted]	氏 名	Ⓜ
	登録番号	[Redacted]	登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社ケイプランニング さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓜは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

# ドムス菱屋賃貸借契約 一部変更契約書

賃貸人  (以下甲という) と賃借人 高木功介 (以下乙という) との間に、令和元年6月18日甲・乙間において取り交わした事業用賃貸借契約(事務所)(以下基本契約という)の一部変更に関し、下記の通り契約をする。

第1条 賃貸借契約書第1条の賃貸借契約期間を令和3年7月1日より令和5年6月30日迄の2年間に変更する。


第2条 前条により変更された部分以外は、すべて基本契約どおりとする。


第3条 この契約は、基本契約と不可分の関係にあるので、基本契約が終了した時はこの契約も当然にその効力を失う。

この契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和3年6月18日

甲 : 

乙 : さいたま市浦和区常盤2-9-19-202  
自由民主党政務調査事務所  
代表 高木功介 

管理 : さいたま市浦和区常盤 6-16-14  
(有) **ケイブロンニング**  
代表取締役 小池東司 

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 [ ] 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金17,000円也
敷金	金17,000円也（無利息の約定）

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃借の期間は令和 元 年 9 月 17 日より令和 8 年 7 月 16 日迄向う2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもできる。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。

第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

- (1) 駐車場で粗暴な運転は行わないこと。
- (2) ゴミ等は一切捨てないこと。
- (3) 深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為は一切行わないこと。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・乗車等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。

第10条 (1) 甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

(2) 乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 第1条の賃借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の2ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

(特約条項) 1. 「賃料の振込先」



2. 振込手数料は乙の負担とする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。  
令和 元 年 8 月 30 日

貸主（甲） 住所 氏名



借主（乙） 住所 氏名

高木功介

連帯保証人 住所 氏名

仲介業者兼管理者

さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号  
有限会社 ケイプランニング  
代表取締役 小池 東  
TEL 048-824-1423

整理番号       75 -1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">680</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		9	680
百万	千	円							
	9	680							
使途	<p>事務所駐車場代(8月分)</p> <p>12100円 × 8/10 = 9680円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p>								

**領収書等貼付欄**

とちぎんキャッシュサービス ご利用明細票

ご利用いただきありがとうございます。たゞいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞ確かめください。

お取扱日	お取扱店	機番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種別					
030731	0026	053	0517		水	お振込み					
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額
3134											¥12,100
お取引時刻	通番	手数料	おつり	お取引後残高							
09:20	009321	¥330									

埼玉りそな銀行 南越谷支店

普通 口座番号1442614

ブンカエステート(カ様へ)

アサイアキラ様から

電話番号048-962-5777

振込通番000194

※裏面のご案内もあわせてご覧ください。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

75-2

## 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第           号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

75-3

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

#### 特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主(甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2  
文化エステート株式会社  
氏名 代表取締役 中山 寧子  
電話 048-985-6134

借主(乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号  
氏名 浅井 明  
電話 048-962-5227

整理番号       23

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31</span> 日	支出額	百万    千    円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span>
-------	---	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途    事務所 8月分家賃  
 政務活動に使用した割合が9/10以上のため按分する  
 $50000 \times 0.9 = 45000$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

阿左美 健司様    令和3年 7月 31日

★ 50,000-

但 8月分家賃として、  
上記正に領収いたしました

内 訳 \_\_\_\_\_

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等( %) \_\_\_\_\_



コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



# 建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。) とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物 (以下「本件建物」という。) について、建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) を締結した。

## 第1条 (本契約)

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象物件            後記表示の通り
- (2) 使用目的            事務所
- (3) 賃料                月額 5万円 (賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする)
- (4) 契約期間            令和3年8月1日から令和4年7月31日

## 第2条 (賃貸借期間)

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

## 第3条 (賃料の支払い)

- 1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。  
なお、振り込み手数料は乙の負担とする。
- 2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

#### 第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

#### 第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

#### 第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

#### 第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

#### 第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

#### 第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

(2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

(3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

#### 第10条 (当然終了)

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

(1) 本件建物が滅失したとき

(2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき

(3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

#### 第11条 (現状回復義務)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

#### 第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第13条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

#### 記

(建物の表示)

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41㎡

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所

[Redacted address]

氏名

[Redacted name] ●

乙) 住所 秩父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名

阿左美健司 ●

整理番号			52
------	--	--	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年 7月 31日 <small>他</small>	支出額	百万    千    円 189000
-------	-------------------------------	-----	------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所清掃代
-----	--------

### 領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(75,000 + 60,000 + 45,000) \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

52 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

## 領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ￥75,000.-

但 県政活動事務所 清掃費として  
「2021年7月期5日間」

令和3年(2021年) 7月31日(土)

アライ企画 新井 香  
東京都江東区大島4-7-3

## 領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ￥60,000.-

但 県政活動事務所 清掃費として  
「2021年8月期4日間」

令和3年(2021年) 8月31日(火)

アライ企画 新井 香  
東京都江東区大島4-7-3

## 領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ￥75,000.-

但 県政活動事務所 清掃費として  
「2021年9月期5日間」

令和3年(2021年) 9月30日(木)

アライ企画 新井 香  
東京都江東区大島4-7-3

整理番号			54
------	--	--	----

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費
--------------------------	--

支出年月日	3年 8月 2日	支出額	百万    千    円 3    4    6 ※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	備品(レンタルマット)	385 × 0.9 = 346.5 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため	

## 領収書等貼付欄

## 領収書

2021年08月02日 12:33    No.2106965

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号: [黒塗り]  
 住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600  
 契約日付: 20110826  
 配達日付: 20210802  
 順番: 017-50  
 設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。  
 下記の通り受領致しました。

アクセスマット既/ACHS  
 1 @350    ¥350

小計: ¥350  
 消費税: ¥35  
**合計: ¥385**

備考:  
 \*お知らせ\*「夏休み」の為、配達曜日が多少変更になりますので宜しくお願致します。

株式会社クリーン・モア  
 お問合せ先: 本社サポートセンター  
 〒123-0864  
 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233  
 FAX: 03-3857-1233

総日: 0  
 集金日: 0  
 ルート: C1105  
 次回ルート: C1105

営業担当: [黒塗り]  
 配達担当: [黒塗り]  
 URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			2	2
------	--	--	---	---

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1：調査研究費      2：グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3：広聴費      4：要請・陳情等活動費      5：広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6：人件費      ⑦：事務所費      8：事務費
	9：資料購入・作成費      10：交通費

支出年月日 3年 8月 2日 及8月31日,9月30日	支出額 百万 千 円 2 9 0 4 0 ※政務活動費を充当した金額を記載
-----------------------------------	--

使 途 事務所セコム使用料 令和3年7,8,9月分  $36,300 \times 0.80 = 29,040$
---

<b>領収書等貼付欄</b>	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

セコム株式会社

7月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円  
 8月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円  
 9月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

合計 29040 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号

22 - 1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

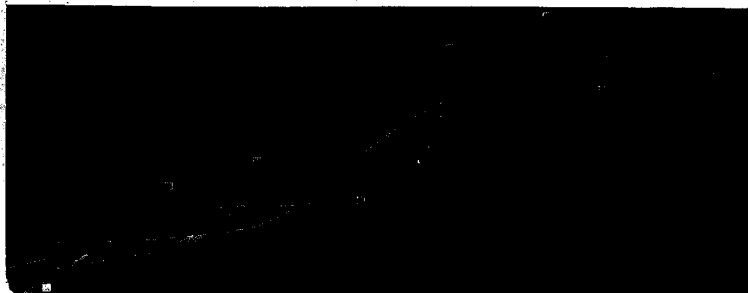
店番 □ 口座番号



埼玉県議会 木下 博信 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



日付	摘要	お支払金額	お預り金額
03-08-02	振替	*12,100	セコムカ
03-08-31	振替	*12,100	セコムカ
03-09-30	振替	*12,100	セコムカ

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご確認ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し側に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号			55
------	--	--	----

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p> <input type="text" value="3"/>年 <input type="text" value="11"/>月 <input type="text" value="2"/>日  <small>イ</small> </p>	<p>支出額</p>	<p> <table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>54</td> <td>000</td> </tr> </table> </p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

<p>使 途</p>	<p>セキリティ代(7~9月分)</p>
------------	----------------------

**領収書等貼付欄**

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)



20000 × 3月 ×  $\frac{9}{10}$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 入出金明細照会

### 口座情報


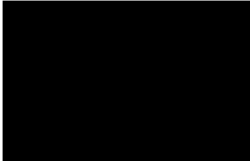
お取引店	科目	口座番号	口座名義人
	普通		たかし マサオ

### 入出金明細

照会範囲：2021年08月02日～2021年08月02日 照会件数：2件

2021年08月23日 11時55分16秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
				
2021年08月02日	20,000円		セコム	1

全件数：2件

# 自動口座振替のご案内

[Redacted]

高橋 政雄 様

請求書番号 2106735772

[お問い合わせ先]  
セコム株式会社  
東浦和営業所  
〒336-0926  
埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目  
48-12 ガリレオビル3F  
電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2021年07月02日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2021年08月02日



お知らせ	
------	--

通信欄	
-----	--

【明細】 ( 1 / 1 )

コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
	[Redacted]	事務室 様 ご契約料	2021/07/01~2021/07/31	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
合計金額				¥18,182 ¥1,818	¥20,000

546

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	カシマ

### 入出金明細

照会範囲：2021年08月31日～2021年08月31日 照会件数：1件
--------------------------------------

2021年10月12日 11時27分54秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年08月31日	20,000円		セコム	

全件数：1件

自動口座振替のご案内

請求書番号 2107777755

高橋 政雄 様

【お問い合わせ先】  
 セコム株式会社  
 東浦和営業所  
 〒336-0926  
 埼玉県さいたま市緑区東浦和 7丁目  
 48-12 ガリレオビル3F  
 電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2021年08月03日


ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2021年08月31日



お知らせ	
------	--

通信欄	
-----	--

【明細】 ( 1 / 1 )

コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
		事務室 様 ご契約料	2021/08/01~2021/08/31	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
合計金額				¥18,182 ¥1,818	¥20,000

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	タカシ マサオ

### 入出金明細

照会範囲：2021年09月30日～2021年09月30日 照会件数：1件

2021年10月12日 11時29分16秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年09月30日	20,000円		セコム	

全件数：1件

# 自動口座振替のご案内



高橋 政雄 様

請求書番号 2108845891

[お問い合わせ先]  
セコム株式会社  
東浦和営業所  
〒336-0926  
埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目  
48-12 ガリレオビル3F  
電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2021年09月02日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2021年09月30日



お知らせ	
------	--

通信欄	
-----	--

		【明細】		( 1 / 1 )	
コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
	██████	事務室 様 ご契約料	2021/09/01~2021/09/30	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
			合計金額	¥18,182 ¥1,818	¥20,000

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。



整理番号			4	4
------	--	--	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	03年 08月 02日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	百万    千    円 106304 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
-------	---	-----	---

使 途	事務所賃貸料金    2021年9月～10月分  $132,880 \times 0.80 = 106,304.0$
-----	--

**領収書等貼付欄** 埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所賃貸料金として  
 2021年9月～10月分として  
 ⑤高橋稔裕  
 政務活動に使用する割合が8/10のため按分します

別紙明細

880 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 44 - 2

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

③事務所賃貸料及び振込手数料(9月・10月分)

10月分の140,323円の内           円は           


140,323 -            = 66,000


66,000 + 440 = 66,440

66,440 × 0.8 = 53,152

⑤高橋稔裕

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	<span style="background-color: black; color: black;">          </span>	<span style="background-color: black; color: black;">*****</span>
取扱店	お取引日	時刻
56707	03-08-02	10:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)  認証		

お振込明細またはご案内 **電信**

お受取人 **サイタマケツソソキン**  
**カツ**  
普通 0661651  
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様)  
登録番号 0001

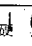
ご依頼人 **タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様**

電話番号 09018170065 **印紙税申告納付につき浦和税務署承認済**  
取扱番号 400044

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	<span style="background-color: black; color: black;">          </span>	<span style="background-color: black; color: black;">*****</span>
取扱店	お取引日	時刻
56705	03-08-31	11:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥140,323	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)  認証		

お振込明細またはご案内 **電信**

お受取人 **サイタマケツソソキン**  
**カツ**  
普通 0661651  
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様)  
登録番号 0001

ご依頼人 **タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様**

電話番号 09018170065 **印紙税申告納付につき浦和税務署承認済**  
取扱番号 400139

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

# 賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社	
賃借人	住所	加須市 礼羽 454-2	●
	氏名	高橋 稔裕	
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)		
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)		
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。		
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。		
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。		
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。		
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。		
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能		
振込先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 口座番号 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></div> <div style="background-color: black; width: 250px; height: 15px; margin-top: 5px;"></div> (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)		

整理番号 74-1

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> </tr> </table>	百万	千	円		53	240
百万	千	円							
	53	240							
使 途	<p>事務所家賃 8月分 自民党麹谷支部と折半</p> <p><math>66550円 \times \frac{8}{10} = 53240円</math>    ※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>※事務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため</p>								

**領 収 証**

No. **006944**

浅井明 様

2021年8月20日

金額 ¥ 133,100-

但し 森田ビル 201 8月分 8月分料 2021  
上記の金額正に領収いたしました



内 訳 \_\_\_\_\_  
 税 抜 金 額 \_\_\_\_\_  
 消費税額等(%) \_\_\_\_\_

**BH** 株式会社 **ベストハウジング**  
BEST HOUSING

- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

74-2

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

県政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

### (4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	( 内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額	15,400 円	( 内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 % )
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。				
		円			円
礼金		〆 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う			
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
		振込先金融機関名・支店名		口座種別	
		口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先		

### (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

743

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]



借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6  
氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング	商号
代表者等 八巻 康雄	代表者等 
登録番号 第 号	登録番号 第 号
宅地建物取引士 [Redacted]	宅地建物取引士 

整理番号 76 -1

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">7</span> : 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費
-------------------------------------	--

支出年月日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 日	支出額 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">百万</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">千</td> <td style="width: 60%; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		44	00	※政務活動費を充当した金額を記載
百万	千	円						
	44	00						
使 途  事務所看板代(8月分) $5500円 \times \frac{8}{10} = 4400円$	政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため							

## 領 収 証

No. 006946

浅井 明 様

2021 年 8 月 20 日

金額 ¥ 5,500-

但し 森田ビル 201 8/3 入金 8月分看板代として  
上記の金額正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内 訳  
 税抜金額  
 消費税額等(%)



- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

76-2

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

県政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日	から	3年0月間
終期	2023年6月30日	まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・税率 10%)	
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・税率 10%)	
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額					
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。					
礼金	〆 円					
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号			口座名義人・フリガナ		
振込手数料負担者	借主	持参先				

### (5) 貸主

貸主	氏名			電話	( )
	住所				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所		
	氏名		



76-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にもものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]


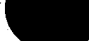

借主 住所 越谷市越谷1丁目8-6  
氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング	商号
代表者等 八巻 康雄	代表者等 
登録番号 第 号	登録番号 第 号
宅地建物取引士 	宅地建物取引士 

整理番号 186

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費
	9: 資料購入・作成費    10: 交通費

支出年月日 3年 8月 4日	支出額 百万 千 円 756
-------------------	----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

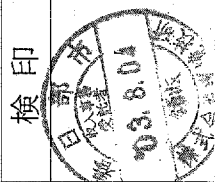
使 途 7: 事務所費(ゴミ処理代)	840 × 90% = 756  政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----------------------	--

領収書等貼付欄

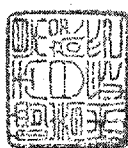
納入通知書・領収書

No. 134

2021/08/04	車 番	入出庫区分	搬入
	区 分	一般	
	伝票番号	7718	
	氏 名	白土	様
	ごみ種	一般持込	
	総重量	15:54	990 kg
	空車重量	15:59	950 kg
	正味重量		40 kg
	マッテス		枚

備 考	検印  840 ￥
-----	---

上記のとおり納入していただき  
 春日部市長 石川 良三  
 上記のとおり領収しました  
 春日部市会計管理者



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 150

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">08</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">07</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	7	135	000
百万	千	円							
7	135	000							
使 途	8、9、10 月分家賃								

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団       $150000 \times 9/10 = 135000$

領 収 証

諸井 様      2021年 8月 7日

★ 7 150.000

但家賃 8、9、10月分  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)



※領収書等に「コクヨ ウケ-1048」のような記載)、  
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号    7 0

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	4		3	9		6	
百万	千	円													
	5	4													
	3	9													
	6														

使 途	<p>事務訂家賃(9月分)</p> <p>&lt;送金料含む&gt;</p>	<p><math>60.440 \times 0.9 = 54.396</math></p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--	---

**領収書等貼付欄**  $60.000 + 440 = 60.440$

**ご利用明細票**

③事務訂家賃(9月分)

お取扱日	店 番	お取引内容
03-08-17	03529	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N134	*60,000	
	残 高	
送金料金        *440円		
振込予定日 03-08-17		
タケウチ マサフミ		

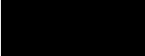
ご利用いただきましてありがとうございました。

**ゆうちょ銀行**

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。


第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地  
武内 政文 

(乙) 

整理番号 120

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">08</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">23</span>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> 千 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> 円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> / <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15</span></p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	---	-------------------------

使 途 ダスキンレンタイル代       $1430 \times \frac{1}{2} = 715$

**領収書等貼付欄**

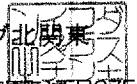
政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 1900 4875 8162 4862  
**小島 信昭 様**  
 ポイントカード

納品・請求書  
 兼 領収書

株式会社ダスキンサーヴ北関東  
 ダスキン宮原支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2021年 8月 23日 次回訪問日 2021年 9月 20日 取引 現金 No.100301675700

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	660	1	1	660				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	770	1	1	770				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名

320

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

93

-1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div> <span>年</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">8</div> <span>月</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</div> <span>日</span> </div>
支出額	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">百万</div> <div style="margin-right: 10px;">千</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <span>円</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 <math>80,000 \times 0.8 = 64,000</math> )</p>
使 途	9月分事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 眞一 (以下「乙」という。 )は、この契約書により 頭書に示す不動産に關する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

Table with 2 columns: 名称, 所在地, 構造, 種類, 面積, 附属施設. Content includes: 森田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 N03号室 新付した賃貸事務所図面に基づく場所) 区画番号( ) (住居表示) 埼玉県東3丁目11番18号 (住居表示) (登記簿) 埼玉県東3丁目107番 木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( ) / 瓦葺・スレート葺・瓦葺メッキ瓦葺・セメント瓦葺・陶瓦葺・その他( ) / (1)階建/全( )戸 事務所 (賃貸事務所) 新築年月 平成12年12月 面積 31.77㎡ 附属施設 公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水道メーター(専用)、冷暖房、駐車スペース(2台分)、電気湯沸し1個

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

Table with 2 columns: 事務所, 内容. Content: 事務所 内容(具体的に記載すること)

頭書(3) 契約期間

Table with 2 columns: 契約期間, 目的物件の引渡し時期. Content: 契約期間 令和1年7月1日から令和4年6月30日まで(3年間) 目的物件の引渡し時期 賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 賃料等

Table with 4 columns: 賃料, 敷金, 保証金, 賃料等. Content: 賃料 月額 80,000円 (内消費税等 6,400円) 管理・共益費 家賃 保険料 円 円 月額 (内消費税等) 円 円 敷金 (賃料 ヶ月) 円 円 附屬地蔵料 円 円 保証金 (賃料 ヶ月) 400,000円 償却 毎年15分の1つつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。) 賃料等 円 円

頭書(5) 借主緊急連絡先

Table with 2 columns: 緊急連絡先(担当者), 氏名, 自宅TEL, 事務所TEL, 携帯TEL. Content: (氏名) 中屋敷 眞一 (自宅)TEL (事務所)TEL 048-541-8110 (会社名・部署名) (携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

Table with 2 columns: 貸主, 管理業者. Content: 貸主 氏名 住所 管理業者 商号又は名称 所在地 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 国土交通大臣( )第 号 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合は記載 ※(賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※(賃貸不動産経営管理士の登録を空けている場合は記載)

頭書(7) 乙の債務の担保

Table with 2 columns: 担保の方法, 担保の提供. Content: 担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。) 担保の提供 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)

頭書(8) 更新に關する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1つつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項



整理番号 94

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">08</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円									
百万	千	円													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>9月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

**領収書等貼付欄**

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を付)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
38042	03-08-25	14:44
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
円	円	円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0007

サイタマケツキ"ガイキ"イン ナカヤツキ ッ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 400082

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 59

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">08</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">128080</span></p>	<p>百万    千    円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	--	---

使 途

事務所家賃(2ヶ月分)  $155,000 \times 0.8 = 124,080$   
 1 駐車場代 1台分  $5,000 \times 0.8 = 4,000$   
 $124,080 + 4,000 = 128,080$     政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

領収書等貼付欄 飯能信用金庫 XXXXXXXXXX  
 名義人 内沼博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

03-8-25	送金	155,100	×12747-カ
03-8-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリクキ)

駐車場  
 1台  $5000 \times 4 = 20000$   
 内1台分 = 5000

(ご説明)  
 1. 小切手等の証券類をご入金のと並行商票欄に記載(他)とのお支払手元日を表示いたします。なお、お支払は予定日の手元日とし、小切手類の振込により支払時が異なりますので、詳細は窓口係様にお問い合わせください。  
 2. 取引明細について、後日記帳は取引年月日の前に「D」印、口座振替明細にご入金時は「AD」、お支払は「CD」と表示いたします。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

### 第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

### 第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から  
2024年5月31日までの3年間とする。

### 第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

### 第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円 (消費税別)、共益費金5000円 (消費税別) 駐車場代1台分金6000円 (消費税別) とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

### 第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

#### 第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

#### 第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

#### 第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

#### 第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

#### 第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

#### 第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

#### 第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

#### 第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

#### 第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月31日

甲：貸 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 ( ) 第

号 氏名

# 駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和3年7月1日から令和5年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■	口座	■		
メーカー、名称		色		名義	■
				登録番号	■

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。  
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場で第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払い事をあらかじめ承諾する。

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和3年5月6日

賃主(甲) 住所 ■  
氏名 ■

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-2 ■  
(甲)代理人 商号 兎平沼株式会社  
電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2  
氏名 内沼博史 ●

電話番号 自宅 042(972)6432  
お勤め先 ( ) (社名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
  - 振込料は乙の負担。
  - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
  - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
  - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号  / 2 /

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 3 </span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 8 </span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 25 </span>日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 0 </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 6 </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 4 </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 3 </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 5 </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 2 </span></p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	--

使 途 事務所賃賃料(本所事務所)  $80,440 \times 0.8 = 64,352$

**領収書等貼付欄**

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

**小 島 信 昭**

03-08-25	送金	*80,000	
03-08-25	手数料	*440	

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にて照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高

・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。

・その他の預金の場合は、円単位となります。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		**** * * * *
取扱店	お取引日	時刻
38106	03-08-25	13:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)		

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

コウマ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300119

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →



(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)  
は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号	
構造	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( ) / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼葺葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( ) / (3)階建/全( )戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年 4月
面積	29.75 m <sup>2</sup>		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)	年 月 日
目的物件の引渡し時期	

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家財 保険料	円
敷金	総額 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する雑	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	貸主指定の口座へ振込支払いする。		
	持 参 先		
	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
緊急連絡先(担当者)	(会社名・部署名)
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会	
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士: 登録番号 )

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 <input type="checkbox"/> 証書の提供 <input type="checkbox"/> する保証	氏名 住所 家賃債務保証会社名 主たる事務所の所在地
		小島 信昭

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	339-0074 さいたま市岩槻区本町3-1-1 298-5
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号 大臣知事 ( ) 第 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名
	登録番号		登録番号 ( ) 第 号
	業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 122

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">55</td> </tr> </table>	百万	千	円	5	4	55
百万	千	円							
5	4	55							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p style="font-size: 1.2em;">浄化槽保守点検(本庁事務所)</p> <p style="font-size: 1.2em;">(注業管理料)</p> <p style="font-size: 1.2em; margin-left: 200px;"><math>10,910 \times \frac{1}{2} = 5,455</math></p>		
----	--	--	--

03-08-25	送金	*10,470	ATM アスミカンキヨ		
03-08-25	手数料	*440			

**小島 信昭**

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38106	03-08-25	13:32
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,470	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内 **電信**

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高

・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。

・その他の預金の場合は、円単位となります。

お受取人	サイトマケソツソキノ イワツキ 普通 0713724 アスミカンキヨウセイヒ(カ様 登録番号 0005
ご依頼人	コツマ ノアキ様
電話番号	048-758-1624
取扱番号	300120

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」  
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

コードNo. 10469

# 請求書

No. 17058  
2021/08/20

〒339-0074

埼玉県さいたま市岩槻区本宿298-5

小島信昭事務所 御中

安住環境整美株式会社 代表取締役 大澤佑介  
〒339-0022 埼玉県さいたま市岩槻区高曽根1037  
Tel: 048-798-1792 Fax: 048-798-7015

お振込は下記へお願い致します

※お振込手数料はお客様にて御負担頂きますようお願い致します。

埼玉県信用金庫 岩槻支店 普通：0713724

アズミカンキョウセイビカブシキガイシャ

安住環境整美株式会社

担当： XXXXXXXXXX

浄化槽注薬管理料 の件

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。 (2021/08/31締切分)

税抜合計	¥9,520	税 額	¥952	税込合計	¥10,470
------	--------	-----	------	------	---------

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
2021/08/19		浄化槽注薬管理料	1	回	2,380	2,380	
2021/11		浄化槽注薬管理料	1	回	2,380	2,380	
2022/02		浄化槽注薬管理料	1	回	2,380	2,380	
2022/05		浄化槽注薬管理料	1	回	2,380	2,380	
		<以下余白>					

整理番号 54

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">49500</p>											百万	千							円
百万	千							円														

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>県政調査活動に使用する割合が<sup>10</sup>/<sub>100</sub>以上であるため</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">政務活動事務所賃料(9月分)</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">55,000 × 0.9 = 49,500</p>
----	---

**領収書等貼付欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員

千葉 謙也

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56707	03-08-26	14:13	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		硬貨	認証
(1万円) (5千円) (1千円)			
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

支店番号 0002

チバ" タツヤ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 260001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

[振込手数料]

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)  
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで  
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)  
(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

## (第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

## (第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

## (第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

## (第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

## (第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

## (第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

## (第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの際の履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

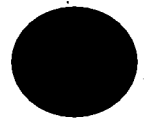
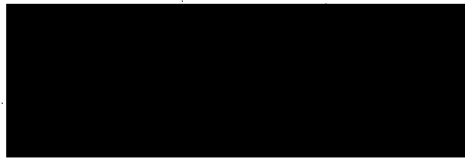


令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也



整理番号    

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費 <input checked="" type="radio"/> 7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="26"/> 日	支出額	百万    千    円 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
使途	事務所賃借料 (8月分)		

※政務活動費を充当した金額を記載

### 領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$60,000 \times 0.9 = 54,000$$

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号     -

**領収書貼付欄**

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**ご利用明細票**

いつも足利銀行をご利用いただき  
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
03-08-26	0411	17
お取引 種別	お引出し	
カード番号(何枚目)	取引通番	
****	0011	
お取引金額	お取引残高	何枚目
¥60,000	0129	
残高	お取引時刻	
	09:21	

ご案内  
お受取人  様  
ご利用手数料 ¥220

ご依頼人  
イツカトシヒコ様  
0495212542

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

印紙税申告済  
〒113-8501 東京都文京区  
\* \* \* \* \*

足利銀行 ● このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

# 事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と

連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7	家 屋 番 号	1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有	59.62m <sup>2</sup> (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280 m <sup>2</sup>
		物件の所有者	(住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	(氏名)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類: ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込)	管 理 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	保 証 金	円 (3.3m <sup>2</sup> 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税 円込)	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税 円込)		
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税 円込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税 円込)	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	令和3年4月11日から令和6年4月10日迄の3年間			
	借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)			
	振 込 先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	振込金額合計 (振込料はこの負担とする。)	金60,000円	
	普通 口座 No.	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
	(フリガナ)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
口座名義人		<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月前払)。 但し、振入の場合は、末日迄に入金確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵 覧	正面玄関	No.	個	No.		
		東側出入口	No.	個			
						合計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日							

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3 年 4 月 10 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	〒 〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7 TEL/FAX 0495-21-2542
(フリガナ) 氏 名	■■■■■	飯塚 俊彦

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)	〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)
-------------------	----------------------------------	----------------------------------

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	■■■■■	登 録 番 号	( ) 第 号
氏 名	■■■■■	氏 名	印

整理番号 57

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">08</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span> 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">24</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">080</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	24	080
百万	千	円							
1	24	080							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所更新料     $155,100 \times 0.8 = 124,080$

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

**領収書等貼付欄**

※ 領収書は、重ねて  
 ※ 領収書を貼るスベ  
 (別紙にも整理番

**<はんしん> キャッシュサービス**

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
 お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
03-08-27	1253011-0021
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1253- <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
お取引金額	¥155,100*
お取引内容	お取引後残高
支払い	*****
手数料 ¥440	ペー 硬貨
時刻 11:41	おつり

青梅信用金庫  
 飯能支店  
 メイクハター(カ様  
 普通 0000729264  
 力チヌマ ヒロツ様  
 TEL042972-6432

\*\*\*\*\*  
 印紙税等控除  
 付戻金等  
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

◎ 飯能信用金庫

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 契約更新のお知らせ

内沼博史 様

令和3年7月吉日

大暑の候、内沼様におかれましてはいかががお過ごしでしょうか。

さて、この度、事務所の契約更新の時期のお知らせです。

現在の賃貸借契約期間が、令和3年5月31日をもちまして満了しておりました。

更新に際しまして、下記内容をご確認の上、ご返送頂ければ幸いです。

- ① 同封致しました「事務所賃貸契約書」に署名押印の上、1通を返送
- ② 更新料 155,100 円  
合計 155,100 円を家賃口座に令和3年7月31日までに、下記口座にお振込下さい。(家賃振込口座と同じです)  
青梅信用金庫 飯能支店 普通 0729264 メイクベター(株)
- ③ 損害保険の加入をお願いいたします。(保険加入のコピーを、ご同封の上、ご返送頂ければ幸いです。)

何かございましたら下記までご連絡を頂ければ幸いです。

〒357-0021 埼玉県飯能市双柳 373 - 12  
あおぞらビル1階  
あおぞら株式会社  
代表取締役 谷脇道生  
TEL 042-983-1567  
FAX 042-983-1568

## 事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

### 第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

### 第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から  
2024年5月31日までの3年間とする。

### 第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

### 第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円 (消費税別)、共益費金5000円 (消費税別) 駐車場代1台分金6000円 (消費税別) とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

### 第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。



4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

#### 第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

#### 第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

#### 第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

#### 第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとす。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

#### 第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

#### 第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

#### 第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

#### 第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

#### 第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月31日

甲：貸 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 ( ) 第

号 氏名

整理番号 125

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">400</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							

使 途	<p>駐車場代(本所事務所) <math>5500 \times 0.8 = 4400</math></p>
-----	--

**領収書等貼付欄**

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

小島信智様

3年 8月 27日

★ 5500円

但 9月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	


うな記載)

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画(1区画分)  
(小島信昭様)

賃借人



賃借人 小島信昭 

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)



駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と、賃借人 小島 信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8  
区画 賃借人 小島 信昭 所有 ( [redacted] )  
第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： [redacted]  
指定区域には、賃借人が指定した車種のみの駐車をする。

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成31年3月3日 / 日から平成32年3月3日 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償義務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後には、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人：住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人：住所 埼玉県ふじみ市岩槻区榎の1

氏名 小島 信昭

整理番号    87

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 (ちょうふ)

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							
伊 途	<p>事務所・駐車場 賃借料</p> <p>令和3年9月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>68,000 \times 0.9 = 61,200</math></p>								
領収書等貼付欄		<p style="text-align: center;">逢澤至一郎</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>							

普通預金 ORDINARY ACCOUNT 12

====

====

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 140px;"></div> <p>21-8-27 事務所</p>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 40px;"></div> <p>68,000</p>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 140px;"></div>

※領収書等には、(1)年月日、(2)金額、(3)使途(「たし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)、  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

支出元 21.8.27 カ) タイセイハウジ 597

# 更新契約書 (住宅)

賃貸人 [ ] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約 (令和 元 年 06 月 01 日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます) の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス	部屋番号 0101
構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根	間取り 3DK
地上 4階 地下 階建	専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和 03年 06月 01日から令和 05年 05月 31日までの 2年 0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額 (ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額 (ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 [ ]

氏名 [ ]

賃借人 住所 [ ]

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [ ] 携帯電話番号 [ ]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [ ]

氏名 [ ] 続柄 [ ]

自宅電話番号 [ ] 携帯電話番号 [ ]

勤務先名称 [ ] 勤務先電話番号 [ ]

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和56年9月16日	男	埼玉県議会	[ ]

株式会社 [ ] 川口営業所 [ ]

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル  
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア





整理番号 131

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <b>7:事務所費</b>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">66</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		66	00
百万	千	円							
	66	00							

使 途	<p>浄化槽清掃手数料(本宿事務所) <span style="float: right;"><math>13200 \times \frac{1}{2} = 6600</math></span></p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証	<p>No. 19618</p> <p style="font-size: 1.5em;">3 年 8 月 30 日</p>				
小島事務所 様					
金額	¥13200				
<p>上記の金額正に領収いたしました</p> <p>但し 浄化槽清掃手数料</p>					
<p>内 消費税 10%</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現金</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td></td> </tr> </table>	現金		小切手		<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">安住環境整美株式会社</p> <p style="font-size: 0.8em;">代表取締役 大澤 佑 介</p> <p style="font-size: 0.7em;">〒339-0022 埼玉県さいたま市岩槻区大字高曽根1032 電話 (048) 798-1192</p>
現金					
小切手					

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたかが分かるよう記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 

		5	5
--	--	---	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td></tr></table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">8</td></tr></table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table> 日	3	8	3	0	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">346</td> </tr> </table>	百万	千	円			346
3													
8													
3	0												
百万	千	円											
		346											
使 途	備品(レンタルマット) <span style="float: right;">385 × 0.9 = 346.5</span> 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため												

### 領収書等貼付欄

## 領収書

2021年08月30日 10:31    No.2113589

新井一徳県政調査事務所  
お問合せ番号 XXXXXXXXXX  
住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600  
契約日付: 20110826  
配達日付: 20210830  
順番: 017-50  
設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。  
下記の通り受領致しました。

アクセスマット 灰ACHS  
1 @350    ¥350

小計: ¥350  
消費税: ¥35  
合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア  
お問合せ先: 本社サポーターセンター  
〒123-0864  
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233  
FAX: 03-3857-1233  
締日: 0  
集金日: 0  
ルート: C1105  
次回ルート: C1105  
営業担当: XXXXXXXXXX  
配達担当: XXXXXXXXXX  
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			87
------	--	--	----

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2021年08月27日	支出額	百万 千 円 4000.0
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料等 910分 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため $5000 \times \frac{9}{10} = 4500$		

領収書

No. 598

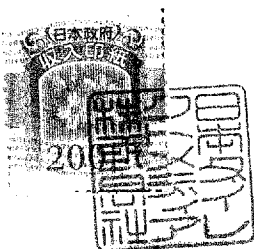
領収日 2021年08月31日

関根信明 様

金額 50,000 円

2021年9月分政務調査事務所家賃

上記、正に領収いたしました。



内訳  
 税抜金額: 50,000円  
 消費税額等: 0円

〒331-0828  
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789  
 みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

# 請求書

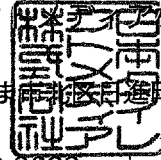
関根信明 様

日付 : 2021年08月31日

請求書番号 : 598

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク株式会社  
〒331-0823  
埼玉県さいたま市北区日進町2-789  
みらい日進  
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2021年9月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 24

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">45</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		45	000
百万	千	円							
	45	000							

使 途 事務所9月分家賃  
政務活動に使用する割合が9/10以上のため按分する  
50000 × 0.9 = 45000

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

阿左美 健司 様 令和3年 8月31日

★ ¥ 50,000-

但 9月分家賃として  
上記正に領収いたしました

内 訳 \_\_\_\_\_

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等(%) \_\_\_\_\_



コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。) とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物 (以下「本件建物」という。) について、建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) を締結した。

## 第1条 (本契約)

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象物件            後記表示の通り
- (2) 使用目的            事務所
- (3) 賃料                月額 5万円 (賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする)
- (4) 契約期間            令和3年8月1日から令和4年7月31日

## 第2条 (賃貸借期間)

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

## 第3条 (賃料の支払い)

- 1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。  
なお、振り込み手数料は乙の負担とする。
- 2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

#### 第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

#### 第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

#### 第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

#### 第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

#### 第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

#### 第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき



(2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

(3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

#### 第10条 (当然終了)

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

(1) 本件建物が滅失したとき

(2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき

(3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

#### 第11条 (現状回復義務)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

#### 第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第13条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

#### 記

(建物の表示)

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41㎡

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所

[Redacted address]

氏名

[Redacted name] ●

乙) 住所 秩父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名

阿左美健司 ●

整理番号 0050

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年09月01日	支出額	百万 千 円 467
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	9月分清掃用フロアモップレンタル料 政務活動及びそのための議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 935 × 0.5 = 467 )
-----	---

領収書等貼付欄

自民党県議団

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 ██████████  
埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書  
兼 領収書

(1332743)

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東  
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6  
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731  
☎0120-00-5695

No.100175157600

2021年 9月 1日 日次回訪問日 2021年 9月 29日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名  
██████████

820

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	□□	38
------	----	----

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
----------------------------------	---

支出年月日	□3年 □9月 □2日	支出額	百万    千    円 □□    378    00 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------	-----	---

使 途	駐車場賃貸料・契約事務手数料 <small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</small>
-----	--

領収書等貼付欄 株式会社 不動産 9月1日～ 9月分 駐車料 7,000 × 3台 = 21,000 契約事務手数料 7,000 × 3台 = 21,000 別紙 42,000 × 9/10 = 37,800
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

38-2

# 領 収 書

2021年9月2日

横川雅也事務所 県政調査室 様

金額	¥42,000
----	---------

上記の金額正に領収致しました。

〒355-0028

埼玉県東松山市箭弓町2-2-12

株式会社松堀不動産

東松山 西口店

代表取締役 堀越 宏一



収入 印紙
----------

担当：

TEL 0493-23-6666

駐車場	Ohana駐車場	No.	
駐車料	¥7,000	×	3台

請求項目	備考	金額
9 月分駐車料	9月1日 ~ 0	¥21,000
契約事務手数料	¥7,000 × 3台	¥21,000

駐車場（自動車保管場所）契約書  
【法人用】

新規

所在地	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
名称	Ohana駐車場		第 [ ] 号
車種	軽自動車 その他	色	[ ] 車番 [ ]
賃料	月額 7,000 円（税込）× 3 台 ※更新事務手数料1ヶ月相当分×3台		
賃料等 支払方法	支払期日： 毎月 末 日 支払方法： 振込入金 にて支払う 振込先： [ ] 口座 [ ]		
契約 期間	西暦 2021年9月1日 より 西暦 2023年8月31日 まで 満 2年間 (期間満了の場合甲乙協議の上更新することができる)		
車庫証明書等 の 発行手数料	1台.1か所.1回につき 3,300円（税込）		

上記に基づき賃貸人を甲、賃借人を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払いは上記支払期日までに翌月分を甲の指定する方法で支払うものとする。尚、振込費用および振替費用は乙の負担とし、万が一か月なりとも滞納する場合は、甲は何等の催告を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第2条 乙は無断で契約の車以外を置いてはならない。また、貸借権の譲渡ならびに転貸をしてはならない。なお、契約の車・賃貸人・緊急先の各記載内容に変更があった場合、乙は直ちにこれを甲に通知しなければならない。
- 第3条 乙は車両を、上記の契約の場所以外に置いてはならない。通路は十分空けて、他車の出入りを妨げないこと。
- 第4条 乙は駐車場を清潔に使用、管理し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位の境界の侵害、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第5条 乙の車両につき、駐車場で他車による事故発生もしくは天災地変等による損害または火災、盗難、他車の侵害等が発生しても甲は乙に対し一切の責任を負わないものとする。
- 第6条 甲または甲の代理人は、駐車場の保全、防犯、防火、救護等に関し必要あるときは、随時車内に立ち入り、必要措置を講ずることができる。
- 第7条 乙またはその使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場、その施設や駐車場の他の自動車等に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 乙が本契約各条項のいずれかに違反したときは、甲は何等の催告も要せず本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第9条 本契約終了後2か月を経過しても、乙が車輛等の残置物を本駐車場内に存置させている場合は、乙は、これらの残置物の所有権を放棄したとみなされることに予め同意し、甲がこれらを処分しても異議を述べないものとする。なお、同処分費用は乙が負担するものとする。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する場合は1か月以上前に通告し、通告から解約日までが1か月未満の場合は1か月分の賃料を支払うものとする。契約終了と同時に乙は完全に駐車場を明け渡し、立退き料その他一切を請求しないものとする。
- 第11条 再契約時、乙は、新賃料の1か月分相当額を更新手数料として支払うものとする。
- 第12条 自動車保管場所使用承諾証明書は乙の申請に基づき甲が発行するものとし、その場合は所定の発行事務手数料を申し受けるものとする。
- 第13条 甲の所有するアパートの入居者で駐車場も賃借する場合、アパートの賃貸借契約が解約された際は同時に駐車場の契約も解約されるものとする。
- 第14条 取得したメールアドレスは、弊社キャンペーン情報等のメルマガ配信・お客様との連絡目的としてのみ使用する。

38-4

特約条項

\*月極駐車場の解約手続きは、解約日（15日もしくは月末日）の1か月前までにお申し込みが必要です。  
\*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

西暦 2021 年 9 月 1 日

賃貸人（甲）住所 〒 [Redacted]  
氏名 [Redacted]  
代理人住所 〒355-0028  
埼玉県東松山市箭弓町2丁目3番2号  
株式会社 松堀不動産  
氏名 代表取締役 堀越 宏一

賃借人（乙）住所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

法人名/代表者名 横川雅也事務所 県政調査室

TEL (0493)77-5050 FAX (0493)77-1000

担当部署名

担当者名 [Redacted] 役職 事務員

メールアドレス [Redacted] @

緊急連絡先 住所 〒 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

氏名

横川雅也事務所 県政調査室 続柄

自宅TEL TEL (0493)77-5050 携帯TEL FAX (0493)77-1000

仲介会社 国土交通大臣免許（2）第8828号  
埼玉県東松山市箭弓町2-2-12

株式会社 松堀不動産 東松山西口店

代表取締役 堀越 宏一  
TEL 0493 (23) 6666

備考欄

契約物件名 /部屋番号		担当印	[Redacted]
----------------	--	-----	------------

整理番号 176

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">556</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">4</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		556	4
百万	千	円							
	556	4							
使 途	<p style="text-align: center;">ダスキン 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">6182 × .9 = 5563.8</p>								
<b>領収書等貼付欄</b>		埼玉県議会自由民主党議員団							

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

発行者名 XXXXXXXXXX  
木功介事務所 様

納品・請求書  
兼 領収書

株式会社スタート  
ダスキン江戸支店  
〒334-0074 川口市江戸3-9-9  
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889



さいたま市浦和区常盤2丁目  
9-19

発行日 2021年 9月 2日 日次回訪問日 2021年 9月 29日 取引 現金

No. 100252210300

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品		回収		訂正		備考
				納品	回収	金額	金額	金額	金額			
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1320	1	1	1320						
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1672	1	1	1672						
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	825	1	1	825						
フロアモップF	FM-DF	4W	935	1	1	935						
吸じん・吸水 抗ウイルスシート	DWSR			1		1430						

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 4,320	訂正後 432	訂正後 4,752	訂正後 4,752
			6182	6182

確認サイン

担当者名  
XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号 1177-1

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 千 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span></p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p> <p>事務所家賃 9月分 自民党 越后支部と折半 共同事務所にのみ 66,550円 × 8/10 = 53,240円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p>		

## 領 収 証

No. 007055

浅井 明 様

2021年 9 月 20 日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル201 9/3入金 9月賃料とL2  
上記の金額正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内 訳

税 抜 金 額

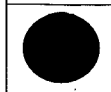
消費税額等 ( % )



**株式会社**  
**ベストハウジング**

- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

77-2

# 建物賃貸借契約書（事業用）

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

県政事務所

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	( 内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額 15,400 円	( 内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 % )
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	<small>1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。</small>	
	円	円
礼金	× 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

### (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

77-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号  
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6  
 商号 株式会社 ベストハウジング  
 代表者等 八巻 康雄  
 登録番号 第 [Redacted] 号  
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 第 [Redacted] 号  
 事務所所在地 [Redacted]  
 商号 [Redacted]  
 代表者等 [Redacted]  
 登録番号 第 [Redacted] 号  
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号 78 -1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">400</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							
使途	<p>事務所看板代(9月分)</p> <p><math>5,500円 \times \frac{8}{10} = 4,400円</math></p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため</p>								

**領 収 証**

No. 007057

浅井 明 様

2021年 9月 20日

金額 ¥ 5,500-

但し 森田ビル201 9/13入金 9月分看板代と2  
上記の金額正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内 訳 \_\_\_\_\_  
税抜金額 \_\_\_\_\_  
消費税額等( %) \_\_\_\_\_



株式会社

**ベストハウジング**

- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

78-2

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

県政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日	から	3年0月間
終期	2023年6月30日	まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	<small>1. 貸主は、借主に対し延滞資料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。</small>	
	円	円
礼金	〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

### (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

78-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣(4)第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	第 号
登録番号	第 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	[Redacted]

整理番号			80
------	--	--	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="15"/> 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td><input type="text" value="1"/></td> <td><input type="text" value="3"/></td> <td><input type="text" value="5"/></td> <td><input type="text" value="7"/></td> <td><input type="text" value="9"/></td> <td><input type="text" value="2"/></td> <td></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="5"/>	<input type="text" value="7"/>	<input type="text" value="9"/>	<input type="text" value="2"/>	
百万	千	円															
<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="5"/>	<input type="text" value="7"/>	<input type="text" value="9"/>	<input type="text" value="2"/>												
使途	事務所賃貸料(10月～12月分)	150,880 X 0.9 = 135,792	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため														

別紙添付

による振込受付書

80-2

依頼日 030915 年 月 日	依頼先 □□□□□□ 年 月 日
銀行名 三菱UFJ銀行	支店名 坂戸
銀行名 三菱UFJ銀行	支店名 坂戸
預金種目 1 普通 4 貯蓄 2 当座 9	お振込指定 1 電信
金額 0729600	消費税等 込手数料 ¥880
フリガナ ハヤカワヒルカフシキカイ シャイシイフトウサン	金額 ¥150,000
漢字 早川ビル株式会社石井不動産様	小切手等 百万 千 円
ご依頼人 コード キリシタカシ	1. 振込資金に小切手等がある場合には、その決済を確認したのちにお振込いたします。 2. 上記小切手等が不渡となったときは、その小切手等は権利保全の手続きをしないで、当店において返却いたします。
漢字 木下高志	お振込先 坂戸市日の出町10-2 早川ビル2階 日中のご連絡先 ☎(049)(282)(1000)

科目 □ 1. 普通貯蓄	摘要 コード 011
口座番号 □□□□□□□□	

○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

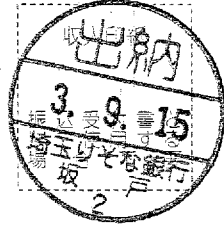
○ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。

○振込の依頼内容の変更や依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、当社所定の訂正または組戻手続により取扱します。この場合、組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。入金口座なし等の事由により振込資金が返戻された場合も同様とします。

- 次回より早くて便利なATMをご利用いただきますと、手数料がお得になります。
- 午後2時以降は、窓口が大変混雑いたしますので、お振込は出来るだけ早めにご依頼ください。
- 10万円を超える現金によるお振込には本人確認書類の提示が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。  
今後共、よろしくお願い申し上げます。

取扱店  
株式会社 埼玉りそな銀行





整理番号   81

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> 3 年 <input type="text"/> 9 月 <input type="text"/> 15 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	4		7	9		2	
百万	千	円													
	5	4													
	7	9													
	2														
使 途	<p>駐車場代(10月~12月分)来客・スタッフ用    60,880 X 0.9 = 54,792</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>														

# 別紙添付

による振込受付書

81-2

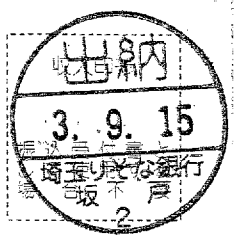
ご依頼日 03 09 15 年 月 日	振込指定日 □ □ □ □ □ □ □ □ 年 月 日	銀行名 三菱UFJ 銀行	支店名 坂戸
銀行名 三菱UFJ 銀行	支店名 坂戸	預金種目 1 普通 2 当座 3 定期 4 貯蓄	口座番号 0002742
お振込先 銀行名 三菱UFJ 銀行	支店名 坂戸	お振込指 1 電信	消費税等 込手数料 ¥880
お受取人 フリガナ マルヤカ)イシイフト"ウサン	漢字 丸屋(株)石井不動産 様	金額 ¥60000	小切手等 百万 千 円
ご依頼人 フリガナ キノシタ タカシ	漢字 木下高志 様	1. 振込資金に小切手等がある場合には、その決済を確認したのちにお振込いたします。 2. 上記小切手等が不渡となったときは、その小切手等は権利保全の手続きをしないで、当店において返却いたします。	
お引落口座 科目 1. 普通(貯蓄) 摘要コード 011	口座番号 □ □ □ □ □ □ □ □	○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。 ○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。 ○ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。	

坂戸市日の出町 10-2  
早川ビル2階  
日中のご連絡先 ☎(049)(282)(100)

- 振込の依頼内容の変更や依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、当社所定の訂正または組戻手続により取扱します。この場合、組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。入金口座なし等の事由により振込資金が返戻された場合も同様とします。
- 次回より早くて便利なATMをご利用いただきますと、手数料がお得になります。
- 午後2時以降は、窓口が大変混雑いたしますので、お振込は出来るだけ早めにご依頼ください。
- 10万円を超える現金によるお振込には本人確認書類の提示が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。  
今後共、よろしくお願い申し上げます。

(取扱店)  
株式会社 埼玉りそな銀行



整理番号 82

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4300</td> </tr> </table>	百万	千	円		2	4300
百万	千	円							
	2	4300							
使 途	<p>駐車場代(10月~12月分)スタッフ用 <span style="float: right;">27,000 X 0.9 = 24,300</span></p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								

※政務活動費を充当した金額を記載

領 収 証

木下たかし事務所

様 No. \_\_\_\_\_

★ 42,700-

但 10月11日12月分 駐車場代金

2003年9月15日 上記正に領収いたしました

内 訳 9000x3

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

埼玉県坂戸市日の出町11-9

**正 直 屋**

有限会社

代表者 齊藤勝男

TEL 0492 (81) 0254

取 入  
印 紙

コクヨ ウケ 1097

埼玉県議会自由民主党議員団